

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（持参式入札）に付します。

令和 4年12月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 入札に付する事項

(1) 件名

徳重交通広場広告板における広告掲出事業

(2) 施設の名称

徳重交通広場（以下「交通広場」という。）

(3) 施設の所在地

名古屋市緑区元徳重一丁目 404番地

(4) 掲出場所

交通広場歩道部の柱に掲げる広告板20基

(5) 掲出期間

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

令和 6年 4月 1日から 2年を限度（最大 令和 8年 3月31日まで）に、
1年を単位として契約の更新を申請できる。

(6) 入札方法

入札は20基の総額（月額広告掲出料（広告料及び貸付料）のうち広告料）で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法（昭和22年政令第16号）第238条の3に規定するものではないこと

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (3) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと。
- (8) 住宅都市局広告掲載基準第 2に該当する規制業種又は事業者でない者であること。
- (9) 入札公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 入札説明書の交付期間等

(1) 入札説明書の交付期間

令和4年12月 8日（木）から令和4年12月22日（木）まで

(2) 入札方法

持参入札

(3) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年12月23日（金）午後2時から

イ 場所 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階 市長部局入札室

(4) 入札回数

1回

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎 4階住宅都市局都市計画部交通企画課

電話番号 052-972-2724

4 その他

(1) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額（月額広告料）で定める。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

予定価格（最低月額広告料）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、後日資格審査を行った上で決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。

(4) 競争入札参加資格確認申請書の提出の期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和4年12月28日（水）午後 5時15分まで

イ 提出場所 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎 4階

住宅都市局都市計画部交通企画課

ウ 提出方法 持参式

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約金額に関する事項

入札により決定した金額にその取引に係る消費税及び地方消費税の額を足した金額と貸付料を契約上の広告掲出料とする。

(7) 入札保証金に関する事項

免除とする。

(8) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として広告掲出料（月額）の 2 か月分を納付しなければならないものとする。ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条（契約保証金の納付免除）の規定により、契約保証金を免除する場合がある。

(9) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(10) その他

詳細は、入札案内書による。

名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課